

事業の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 3 御記入いただいた個人情報川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(1) 準備書の該当ページ番号
又は環境影響評価項目等

(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

意見
記入
欄

宮前区の防災体制

南海トラフ大地震が今後30年間に7割の確立で予想されるとされています。

大災害に対応した防災体制は鷺沼の区役所ではなく、現在の区役所、警察署、消防署、道路公園センターが近接している現在地の方が優れています。

災害時に徒歩2,3分で対策本部となる区役所に集合できる立地条件はありません。

区役所の移転はすべきではありません。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和5年1月25日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)